

ふれあい



第12号

平成 25 年 3 月 29 日

十日町市身体障がい者福祉センター

(今回の題字は中島光子さんです)

身障センターでは、冬の厳しい寒さや毎日降り積もる雪に負けず、活動に取り組んできました。ここで平成 25 年 1 月・2 月・3 月の活動を紹介します!

十日町市手をつなぐ育成会主催

1月の活動

新春ふれあいコンサートを体験! (ふれあいクラブ)

1月13日(日)、市民会館で十日町市手をつなぐ育成会主催の「新春ふれあいコンサート」が開催され、当センターのふれあいクラブの皆さんで音楽鑑賞に行きました。会場に着くとワクワク、ドキドキ。どんなコンサートか楽しみです。

吹奏楽の演奏が始まると、会場全体に音が響き渡り物凄い迫力。皆さんステージに釘付けでした。

コンサートでは、見たことのない楽器紹介など演奏を聴くだけではなく、楽器について学ぶこともでき、音楽にふれあう素敵な時間を過ごしました。



手作りのマラカスが配られ、演奏に参加! 会場が盛り上がりました。



チンコロ作り

1月11日~1月23日

十日町冬の風物詩チンコロ。当センターでも講師を招いてチンコロ作りを行いました。講師の説明を聞いている皆さんの表情は真剣そのもの。へびと犬のチンコロを作り終わると、コツをつかんだのか、バラや三色団子など色々な形のチンコロも登場!

蒸し器のフタを開けるとツヤツヤのチンコロが輝いています。

宝石のように輝いたチンコロは皆さんに福を招いてくれるでしょうか。



2月の活動



干支の雪像作りに挑戦しました！

2月15日（金）～17日（日）に第64回十日町雪まつりが開催され、身障センターも地域行事の社会参加として、雪像作りに挑戦しました。今年は巳年という事で『へび』の雪像です。

まずはポーチの上に雪を集めて、土台作りからスタート！！職員の体に命綱を付けての作業でしたが、へびの形を作るのは難しく、どう見ても鏡餅か雪だるま…？

しかし、顔を削る事により、徐々にへびらしくなりました。緑のスプレーで色づけをして、目と舌を付けてようやく完成です！



へびの目と舌は、さくらの会の皆さんが作りました。



ポーチの上から皆さんの様子を見ていましたよ！

雪の芸術作品観賞



2月16日（土）に教養娯楽・社会参加として雪の芸術作品観賞に行きました。10時にセンターを出発して十日町市内22ヶ所の作品を観賞。可愛い作品や迫力のある作品に皆さん大喜び！雪国だからこそ出来る雪の芸術作品は大きな感動を与えてくれました。

雪だるまの玄関飾り

利用者さんから黄色、ピンクなどのお花紙でお花を作ってください、それを正面玄関ドアに貼っていくと、なんとも色鮮やかな雪だるまが完成しました。春色の雪だるまは、一足早くセンターに春を運んでるようです。



3月の活動

おひな様のリース作り

3月2日～3月10日

今年はどうんぐりを使って、おひな様のリース作りを行いました。どうんぐりはベルナティオの自然ガイドさんからいただいた物で、形も大きさも立派な物ばかり！！爪楊枝を使って、どうんぐりに顔を描き、折り紙の着物を着せたり、とても細かい作業です。

おひな様の髪の毛に昨年センターで収穫した風船かずらを使ってお団子ヘアに。自然の実で作ったリースは、おひな様とお内裏様が優しくほほえんでいます。



立派などうんぐり、ありがとうございました。



楽しいひな祭り



当センターに七段飾りのひな人形が寄贈されました。金の屏風はキラキラ輝き、人形の上品な顔立ちに皆さんが「キレイだね。」とうっとり。ひな人形を囲んで記念写真を撮った後、折り紙で作った器にひなあられを盛り、温かい甘酒を楽しみました。

皆さんで『うれしいひな祭り』を歌うと、ひな人形も皆さんの歌声を聴いているようでした。笑顔と幸せいっぱいひな祭りになりました。

センター利用団体のご紹介

身障センターは、センター条例に基づいて地域の様々な団体の活動の場としてご利用いただいています。今回は十日町市身体障がい者団体連絡協議会の部会として活動する十日町市聴覚障害者福祉協会を紹介します。

十日町市聴覚障害者福祉協会様

聴覚障害者会

十日町市聴覚障害者福祉協会会長 佐藤俊夫

十日町市聴覚障害者福祉協会は昭和44年に発足してからもう44年になりました。全日本・北信越ろうあ者連盟や(社)新潟県聴覚障害者協会主催の行事に参加しています。十日町手話サークルと合同でスポーツ交流会や焼物教室を行い、楽しく交流しています。

また、毎年5月から12月まで手話奉仕員養成講座を開催して、全会員が最後まで頑張りました。聴覚障がい者へ理解を深めていただくよう活動して行く事が大切なことだと考えています。

お知らせ

障害者自立支援法が新しい法律となります！その題名は…

『障害者総合支援法』

趣旨

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものです。

概要

1. 題名

「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されます。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保と地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げました。

3. 障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病等を加えました。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

※障害支援区分の認定が知的障がい者・精神障がい者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行うとしています。

5. 障がい者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象を拡大します。（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるもの。）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合します。
- ③ 地域移行支援の対象を拡大します。（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。）
- ④ 地域生活支援事業の内容が追加されます。（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等。）

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画を充実します。
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化します。
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化します。
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化します。

施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（ただし、4. 及び 5. ①～③については、平成 26 年 4 月 1 日）

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

十日町市身体障がい者福祉センターに

平成 24 年度 特定非営利活動法人 NPO・TASC 報奨金交付決定

「障害者芸術活動・各種美術展入賞」に、特定非営利活動法人 NPO・TASC より、奨励金の交付が決定しました。当センターでは 6 名の利用者様が該当しています。おめでとうございます。

（なお、奨励金につきましては今後の創作活動に活用させていただきます。）

平成 25 年 6 月 11 日～23 日まで、十日町情報館多目的ギャラリーにて作品展示会を開催します。大勢の皆様のご来場をお待ちしています。